

※下線部が今回の改正箇所

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組等について（令和4年6月3日改正）

学校においては、感染者数の高止まりが続いています。教職員は幼児児童生徒と接する機会が多いため、感染した場合は、その影響が大きいことから、より一層の注意が求められることを教職員一人一人が意識し、自らの健康管理の徹底が感染拡大を防ぐということを肝に銘じるとともに、下記の点に留意し、責任を持って行動してください。

### 記

#### 【職場における基本的な感染防止対策について】

- 発熱や咳等の症状がある場合には、職場に出勤せず、身近な医療機関を受診すること。  
また、同居家族に発熱などの症状があり未診断の場合も、出勤しないようにすること。
- 教育活動を通常どおり実施することから、出勤者数の削減等に係る目標は設定しないが、引き続き職場における感染防止対策に取り組むこと。
  - ・普通教室や会議室等を執務室として積極的に活用するとともに、席を少し離したり、ずらしたりして教職員同士の対面を避けるなどし、可能な限り他者との間隔を確保（概ね1～2メートル）する。
  - ・手洗いや執務室等に入りするたびの手指消毒を徹底し、協議等を行う場合は、マスクを確実に着用するとともに、室内の換気を定期的に行う。
  - ・電話等の複数の教職員が触れることがある物品や機器については、定期的な消毒を行う。

#### 【人ととの接触機会の低減等について】

- 「3つの密」の徹底的な回避、体調管理、マスク着用、手洗い・咳エチケット、人ととの距離確保等を徹底し、十分な換気や適度な保湿を行うこと。

#### 【飲食店等の利用と感染防止について】

- 同居する家族以外での会食等は控えること。  
ただし、同居する家族以外での会食等にあって、アクリル板等の物理的な対策等がとられている飲食店等（「広島積極ガード店ゴールド」等）を利用する場合や、居宅や屋外のキャンプ場などにおいて飛沫感染防止（アクリル板等の設置または他者との間隔を1メートル以上もしくはマスク会食）、手指消毒及び換気を徹底する場合は、その限りとしない。  
また、「広島コロナお知らせQR」の利用ほか、飲食店等が行う感染予防対策に協力すること。
- 同一グループの同一テーブルでの会食を行う場合は、感染症対策に十分配慮して行うこと。
- 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を行わないこと。
- 飲食店等において大声で話したり、カラオケ、イベント、スポーツ観戦などで大声を出したりすることは控えること。
- 参加者及びその連絡先が把握できない状態では、会食は避けること。

感染リスクが高まる「5つの場面」(①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間におよぶ飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり)を避けるなど、注意力の低下や気の緩みなどによる感染リスクに注意すること。

#### 【他地域との往来等に係る感染防止について】

- 県境を越える移動については、まん延防止等重点措置を実施している都道府県との往来は、最大限、自粛すること。その他の地域との往来も、行き先の都道府県の要請を確認の上、慎重に判断すること。  
他の都道府県からの来訪者と面会する機会がある場合、感染リスクを考慮し、感染防止策を徹底した行動を行うこと。  
なお、上記の往来は通勤や医療機関の受診まで制限するものではない。
- 屋内外を問わず、密集状態等が発生する恐れがあるイベント等に参加しないこと。

#### 【誹謗中傷・差別の禁止について】

- 新型コロナウイルス感染症の罹患は誰にでも生じ得るものであり、誤った情報や不確かな情報に惑わされ、人権侵害につながることがないよう冷静に行動するとともに、感染者及びその家族、医療福祉関係者、外国人などに対して、絶対に誹謗中傷・差別しないこと。  
また、ワクチンを接種していない人、接種できない人に対しても、絶対に誹謗中傷・差別しないこと。